

「公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等

事業基金管理業務方法書」の一部改正新旧対照表

| 改 正  | 現 行   |
|--|---|
| <p data-bbox="197 400 1016 480">公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等<br/>事業基金管理業務方法書</p> <p data-bbox="226 544 1099 624">制 定 平成28年 3月17日付け27年度発中畜第1401号<br/>最終改正 <u>令和 7年 3月18日付け 6年度発中畜第5518号</u></p> <p data-bbox="517 687 696 719">第1章 総則</p> <p data-bbox="129 783 210 815">(目的)</p> <p data-bbox="109 831 412 863">第1条～第4条 (略)</p> <p data-bbox="129 927 353 959">(補助金交付事務)</p> <p data-bbox="109 975 1099 1102">第5条 中央畜産会が、事業実施主体等に対して補助金の交付を行う事業は、交付等要綱別表1(第6関係)の1の(1)、(2)、(3)のア及び(4)から <u>(6)</u> までの事業とする。</p> <p data-bbox="109 1166 300 1198">第6条 (略)</p> <p data-bbox="129 1262 613 1294">(国が承認した事業実施計画の把握等)</p> <p data-bbox="109 1310 1099 1437">第7条 公益社団法人中央畜産会会長(以下「会長」という。)は、交付等要綱第6の1の(2)及び <u>(4)</u> から <u>(6)</u> までの事業を除く補助金交付事業について、地方農政局長等(北海道にあっては北海道農政事務所長、沖</p> | <p data-bbox="1218 400 2038 480">公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等<br/>事業基金管理業務方法書</p> <p data-bbox="1247 544 2121 624">制 定 平成28年 3月17日付け27年度発中畜第1401号<br/>最終改正 令和 6年 3月15日付け 5年度発中畜第6531号</p> <p data-bbox="1538 687 1718 719">第1章 総則</p> <p data-bbox="1149 783 1229 815">(目的)</p> <p data-bbox="1128 831 1431 863">第1条～第4条 (略)</p> <p data-bbox="1149 927 1373 959">(補助金交付事務)</p> <p data-bbox="1128 975 2121 1102">第5条 中央畜産会が、事業実施主体等に対して補助金の交付を行う事業は、交付等要綱別表1(第6関係)の1の(1)、(2)、(3)のア及び(4)から <u>(7)</u> までの事業とする。</p> <p data-bbox="1128 1166 1319 1198">第6条 (略)</p> <p data-bbox="1149 1262 1632 1294">(国が承認した事業実施計画の把握等)</p> <p data-bbox="1128 1310 2121 1437">第7条 公益社団法人中央畜産会会長(以下「会長」という。)は、交付等要綱第6の1の(2)及び <u>(5)</u> から <u>(7)</u> までの事業を除く補助金交付事業について、地方農政局長等(北海道にあっては北海道農政事務所長、沖</p> |

縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該都府県を所管する地方農政局長をいう。以下同じ。)が承認(承認を受けた事業実施計画に係る変更等の承認を含む。以下同じ。)した事業実施計画の通知を地方農政局長等より受けることにより、承認された事業実施計画の内容を確認・把握するものとする。

2 交付等要綱第6の1の(2)及び(4)から(6)までの事業の実施に当たり、会長は、次に掲げる手法により必要な手続きを行うものとする。

(1)～(3) (略)

(事業実施主体等への補助金の交付決定等)

第8条 会長は、補助金交付事業について、事業実施主体等からの補助金交付申請書の提出を受け、前条により通知を受けた事業実施計画との整合性を確認し、補助金の交付が適当と判断される場合には、速やかに交付決定を行い、補助金交付に係る条件を付して事業実施主体等に補助金交付決定の通知を行うものとする。

また、会長は、畜産局長又は地方農政局長等が変更承認した事業実施計画の内容を確認・把握し、事業実施主体等からの補助金変更交付申請書の提出を受けた場合は、前記手続きに準じて処理し、交付決定の変更通知を行うものとする。

2 本事業の実施は、補助金の交付決定後に行うものとするが、交付等要綱第6の1の(1)及び(3)のアの事業において、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業の着手等を行う場合にあつては、事業の内容が明らかになり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体等は、交付決定前であっても事業に着手することができるものとする。この場合においては、事業実施主体等は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとし、その理由を明記した交付決定前着手届を地方農

縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該都府県を所管する地方農政局長をいう。以下同じ。)が承認(承認を受けた事業実施計画に係る変更等の承認を含む。以下同じ。)した事業実施計画の通知を地方農政局長等より受けることにより、承認された事業実施計画の内容を確認・把握するものとする。

2 交付等要綱第6の1の(2)及び(5)から(7)までの事業の実施に当たり、会長は、次に掲げる手法により必要な手続きを行うものとする。

(1)～(3) (略)

(事業実施主体等への補助金の交付決定等)

第8条 会長は、補助金交付事業について、事業実施主体等からの補助金交付申請書の提出を受け、前条により通知を受けた事業実施計画との整合性を確認し、補助金の交付が適当と判断される場合には、速やかに交付決定を行い、補助金交付に係る条件を付して事業実施主体等に補助金交付決定の通知を行うものとする。

また、会長は、畜産局長又は地方農政局長等が変更承認した事業実施計画の内容を確認・把握し、事業実施主体等からの補助金変更交付申請書の提出を受けた場合は、前記手続きに準じて処理し、交付決定の変更通知を行うものとする。

2 本事業の実施は、補助金の交付決定後に行うものとするが、交付等要綱第6の1の(1)、(3)のア及び(4)の事業において、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業の着手等を行う場合にあつては、事業の内容が明らかになり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体等は、交付決定前であっても事業に着手することができるものとする。この場合においては、事業実施主体等は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとし、その理由を明記した交付決定前着手届を

政局長等及び会長に提出するものとする。

3～4 (略)

5 会長は、交付等要綱第6の1の(1)の事業において、地方農政局長等から事業の完了年度の変更に係る承認を受けた事業実施計画について、止むを得ない理由により補助事業が予定の期間内に完了することができないことから地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条又は第220条第3項に規定する繰越しについて、都道府県知事から繰越承認申請書の提出があった場合は、これを承認することができるものとする。

なお、会長は、都道府県知事から繰越承認申請書の提出があった場合は管轄する地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等に意見を求めることができるものとする。

(事業の実績報告及び補助金の支出等)

第9条 会長は、補助金交付事業について、事業実施主体等が事業を完了したときは、その完了の日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに実績報告書の提出を受けるものとする。

2 会長は、前項の規定による報告を受けた場合には、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、前条第1項による補助金交付決定の内容及びこれに付した条件との整合性並びに実施要領別紙1の第8の1の(11)に基づく地方農政局長等からの通知を確認し、補助金の支出が適当であると判断される場合には、補助金の額を確定し、事業実施主体等に通知するとともに、速やかに補助金の支払いを行うものとする。

地方農政局長等及び会長に提出するものとする。

3～4 (略)

5 会長は、交付等要綱第6の1の(1)及び(4)の事業において、地方農政局長等から事業の完了年度の変更に係る承認を受けた事業実施計画について、止むを得ない理由により補助事業が予定の期間内に完了することができないことから地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条又は第220条第3項に規定する繰越しについて、都道府県知事から繰越承認申請書の提出があった場合は、これを承認することができるものとする。

なお、会長は、都道府県知事から繰越承認申請書の提出があった場合は管轄する地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等に意見を求めることができるものとする。

(事業の実績報告及び補助金の支出等)

第9条 会長は、補助金交付事業について、事業実施主体等が事業を完了したときは、その完了の日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに実績報告書の提出を受けるものとする。

2 会長は、前項の規定による報告を受けた場合には、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、前条第1項による補助金交付決定の内容及びこれに付した条件との整合性並びに実施要領別紙1の第8の1の(11)に基づく地方農政局長等からの通知を確認し、補助金の支出が適当であると判断される場合には、補助金の額を確定し、事業実施主体等に通知するとともに、速やかに補助金の支払いを行うものとする。

また、会長は、交付等要綱第6の1の(1)及び(3)のアの事業について、前記により補助金の額を確定した場合は、実績報告書の写し等を添え、地方農政局長等に報告するものとする。

なお、会長は、実施要領別紙2の事業にあつては、同要領別紙2の第3の1のリース事業者等に対して補助金の支払いを行うとともに、交付等要綱第4の5に基づき会長が公募により選定した事業実施主体に対して補助金の支払日を通知するものとする。

3～6 (略)

7 会長は、交付等要綱第6の1の(1)の事業について、地方農政局長等に承認された計画が複数年度にわたって事業を実施することを内容とする場合には、事業実施年度の翌年度の4月30日までに、事業実施主体等から年度終了実績の報告を受けるものとする。

(補助金の概算払)

第10条 事業実施主体等は、補助金交付事業に係る補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、概算払請求書を会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の提出があつた場合には、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、第8条第1項による補助金交付決定の内容及びこれに付した条件との整合性を確認し、補助金の支出が適当であると判断される場合には、交付決定を行った額の範囲内で補助金の概算払を行うものとする。

なお、会長は、実施要領別紙2の事業にあつては、同要領別紙2の第3の1のリース事業者等に対して補助金の支払いを行うとともに、交付等要綱第4の4に基づき会長が公募により選定した事業

また、会長は、交付等要綱第6の1の(1)、(3)のア及び(4)の事業について、前記により補助金の額を確定した場合は、実績報告書の写し等を添え、地方農政局長等に報告するものとする。

なお、会長は、実施要領別紙2の事業にあつては、同要領別紙2の第3の1のリース事業者等に対して補助金の支払いを行うとともに、交付等要綱第4の5に基づき会長が公募により選定した事業実施主体に対して補助金の支払日を通知するものとする。

3～6 (略)

7 会長は、交付等要綱第6の1の(1)及び(4)の事業について、地方農政局長等に承認された計画が複数年度にわたって事業を実施することを内容とする場合には、事業実施年度の翌年度の4月30日までに、事業実施主体等から年度終了実績の報告を受けるものとする。

(補助金の概算払)

第10条 事業実施主体等は、補助金交付事業に係る補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、概算払請求書を会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の提出があつた場合には、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、第8条第1項による補助金交付決定の内容及びこれに付した条件との整合性を確認し、補助金の支出が適当であると判断される場合には、交付決定を行った額の範囲内で補助金の概算払を行うものとする。

なお、会長は、実施要領別紙2の事業にあつては、同要領別紙2の第3の1のリース事業者等に対して補助金の支払いを行うとともに、交付等要綱第4の5に基づき会長が公募により選定した事業

実施主体に対して補助金の支払日を通知するものとする。

第 11 条～第 16 条 (略)

(補助金交付事業)

第 17 条 中央畜産会は、基金勘定を設け、他の事業に係る経理と区分して管理しなければならない。

2 中央畜産会は、交付等要綱別表 1 (第 6 関係) に定める事業内容の 1 の (1) から (3) まで、1 の (4) から (6) まで、2 並びに 3 の事業ごとに経理を区分して管理するものとする。

3～8 (略)

第 18 条～第 19 条 (略)

(財産の処分の制限)

第 20 条 会長は、事業実施主体等に対して「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 30 年法律第 179 号) 第 22 条に準じて、取得財産等を交付等要綱第 6 の 1 の (1) 及び (3) のアの事業にあつては地方農政局長等、交付等要綱第 6 の 1 の (2) 及び 3 の事業にあつては会長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないよう指示しなければならない。

2～3 (略)

4 事業実施主体等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、交付等要綱第 6 の 1 の (1) 及び (3) のアの事業にあつては地方農政局長等、交付等要綱第 6 の 1 の (2) 及び 3 の事業にあつては会長の承認を

実施主体に対して補助金の支払日を通知するものとする。

第 11 条～第 16 条 (略)

(補助金交付事業)

第 17 条 中央畜産会は、基金勘定を設け、他の事業に係る経理と区分して管理しなければならない。

2 中央畜産会は、交付等要綱別表 1 (第 6 関係) に定める事業内容の 1 の (1) から (4) まで、1 の (5) から (7) まで、2 並びに 3 の事業ごとに経理を区分して管理するものとする。

3～8 (略)

第 18 条～第 19 条 (略)

(財産の処分の制限)

第 20 条 会長は、事業実施主体等に対して「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 30 年法律第 179 号) 第 22 条に準じて、取得財産等を交付等要綱第 6 の 1 の (1)、(3) のア及び (4) の事業にあつては地方農政局長等、交付等要綱第 6 の 1 の (2) 及び 3 の事業にあつては会長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないよう指示しなければならない。

2～3 (略)

4 事業実施主体等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、交付等要綱第 6 の 1 の (1)、(3) のア及び (4) の事業にあつては地方農政局長等、交付等要綱第 6 の 1 の (2) 及び 3 の事業にあつては会長の

受けなければならない。

5 (略)

(残存物件の処理)

第21条 事業実施主体等（交付等要綱第6の1の(2)の事業にあってはリース事業者及び畜産クラスター協議会を除く。）は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を交付等要綱第6の1の(1)及び(3)のアの事業にあっては地方農政局長等、交付等要綱第6の1の(2)及び3の事業にあっては会長に報告しその指示を受けなければならない。

第22条～第25条 (略)

#### 附 則

1 この業務方法書は、令和7年3月18日（理事会の決議のあった日）から施行し、畜産局長の承認のあった日（令和7年3月25日）から適用する。

2 この通知による改正前の公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書の規定に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

承認を受けなければならない。

5 (略)

(残存物件の処理)

第21条 事業実施主体等（交付等要綱第6の1の(2)の事業にあってはリース事業者及び畜産クラスター協議会を除く。）は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を交付等要綱第6の1の(1)、(3)のア及び(4)の事業にあっては地方農政局長等、交付等要綱第6の1の(2)及び3の事業にあっては会長に報告しその指示を受けなければならない。

第22条～第25条 (略)